

# 税務・財務情報 第2810号

## 生命保険信託の活用法 ～保険金を安心して残すために～

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

### 株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://topp.co.jp>

e-mail [info@topp.co.jp](mailto:info@topp.co.jp)

# 生命保険信託の活用法

## ～保険金を安心して残すために～

### 1 はじめに

自分に万が一のことが起こったときに備えて、生命保険に加入している方は多いのではないのでしょうか。近年では、社会環境の変化もあり、認知症や一人暮らしの高齢者、ひとり親世帯の増加、知的障がい者の親族を抱えている…等、保険金受取人の財産管理に不安があるケースが増加してきました。

また、支払われた死亡保険金が、自分の願いどおりに使われるか心配な場合があります。

そこで、信託が持つ財産管理機能と生命保険を組み合わせることにより、死亡保険金を契約者の意思に基づく柔軟な方法で、遺族に残していくことができます。

大切な方への想いを確実に届けるとともに、残された人への安定した生活に役立てることができます。

### 2 生命保険信託の仕組み

信託とは、自分（委託者）が信頼できる人（受託者）に財産を預けて、自分が指定する人（受益者）のために財産の管理や処分を行ってもらう仕組みです。

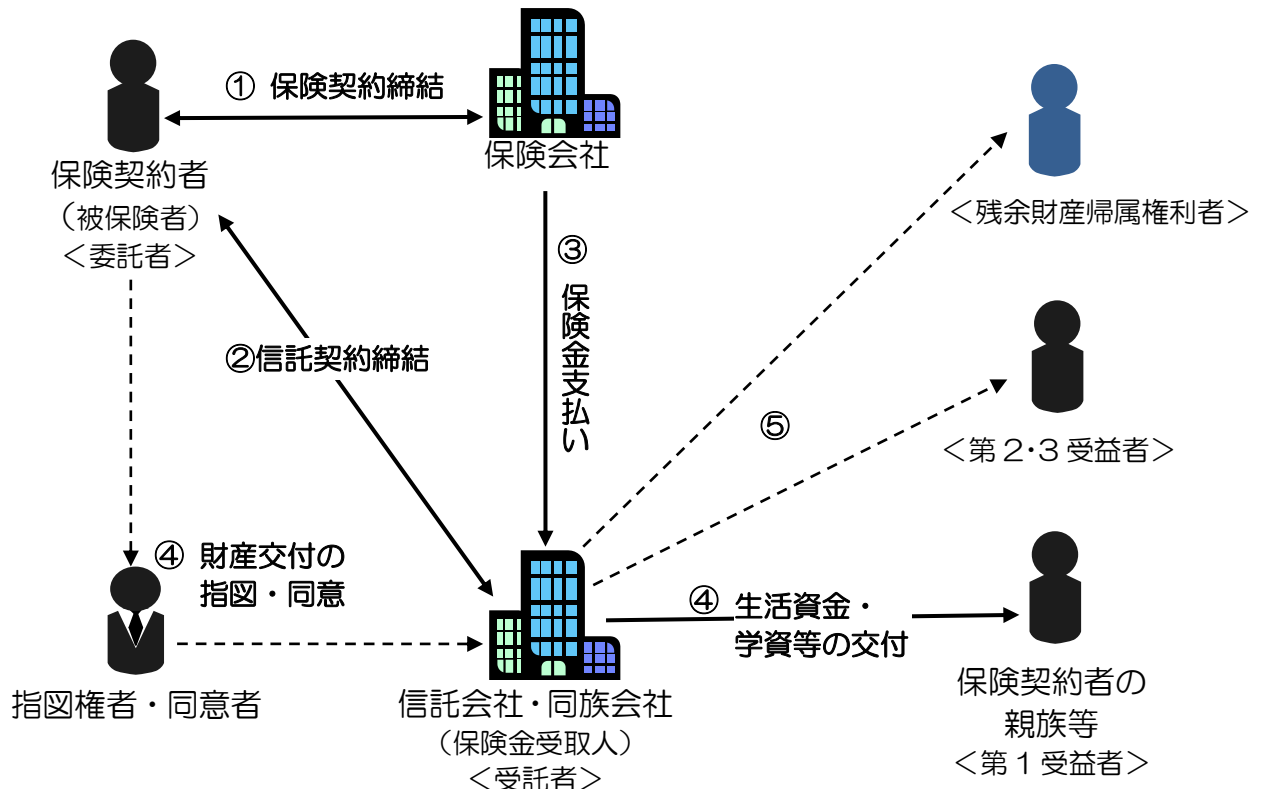
生命保険信託は、保険契約者（委託者）が、生前に受託者と信託契約を締結することにより、死亡保険金の使い途を生前にオーダーメイドで設計でき、保険契約者の家族等（受益者）に自分の思い通りのかたちで届けることが可能になります。

保険契約者が、右記のイメージ図のような信託契約を締結すると、死亡保険金は受託者である信託会社や同族会社に支払われます。委託者である保険契約者は、受託者から受益者への保険金の支払い方法を「妻に毎年 100 万円支払う」「妻が亡くなったら子供に毎年 100 万円支払う」と言った具合に細かく設定できます。

また、相続人である子供が財産を浪費してしまわないだろうか、という懸念がある場合、例えば「死亡保険金受取人は子供にするが、妻が管理できる」ということを信託契約で設定しておけば、そのときに本当に必要な分だけ子供が保険金を受け取ることが可能です。

## 生命保険信託イメージ図

- ① 自分を契約者・被保険者とする生命保険契約を締結します。
- ② 死亡保険金をどのように受け取るか、財産交付に関する指図権者等を誰にするか、受取人の順位等、具体的に定めた信託契約を締結します。
- ③ 保険事故発生後、受託者が受け取った保険金が信託財産となります。
- ④ 信託契約で定めた方法により指図権者等の指示のもと、受益者に財産を交付します。
- ⑤ 第1受益者が死亡した後は第2、第3の受益者に財産が引き継がれます。



### 3 生命保険と生命保険信託の違い

生命保険	生命保険信託
○死亡保険金受取人を契約者が指定できるが、受取人の死亡後は指定できない	○死亡保険金の受取人を30年先まで指定できる
○死亡保険金の受け取り方（一括受取・年金受取・据え置き等）を、受取人が決めることができる	○死亡保険金の受け取り方を受益者の事情や需要に即して、定期交付・随時交付等、委託者が柔軟に決めることができる
○死亡保険金は受取人が自由に使える	○死亡保険金の支払い条件を、委託者が定めることができる
○死亡保険金の受取人は、原則として親族に限られる	○生命保険信託が終了したときの残余財産を公益社団法人等に寄付することも可能

## 4 生命保険信託の活用事例

### ケース①

自分が死亡した後、障がいがある子供が施設に通っている子供が不自由なく生活していけるか心配

子供の世話をする家族が、お金を管理しやすいように、子供の口座に生活費相当額を毎月振り込む。療養費等の臨時費用が必要なときには指図権者の指示により必要額を振り込む。将来子供が死亡した後は、残余財産を通所している社会福祉施設に寄付する。

### ケース②

お金の管理は自分で行っているが、自分が死亡した後、浪費癖のある息子がきちんと管理していけるか心配

息子が成人するまでは、毎月の生活費と教育費を子供の口座に振り込む。社会人になってから満30歳になるまでは、財産交付に関して母の了承がなければお金は振り込まない。

### ケース③

自分には、要介護状態の妻がいて子供はいない。自分が死亡した後は妻に財産を残したい。妻亡き後は、介護にまったく協力しない妻の兄弟より、頻りに訪れてくれる自分の妹や姪に財産を残したい。

妻が入所している介護施設の利用料相当額を、年金の受取日ではない毎奇数月に、妻の口座に振り込む。妻死亡後は、自分の妹に残し、次に姪に残すように設定する。

## 5 最後に

これまで個人の財産管理の課題は、民法に沿って対応してきました。財産の所有者は、遺言書を作成して相続させることはできても、その使い途は指定できず、相続人の各自の財産になり、その次の行き先は決められません。生前贈与では、いったん贈与してしまうと自由に取り消しはできません。生命保険信託なら、万が一のための生命保険金に、信託の財産管理機能を活用することで財産に想いを込めて安心して託すことができるのです。

まずはご自身の財産の残し方を考えてみることから始めてみてはいかがでしょうか。弊社の担当者がお力になりますので、いつでもご相談下さい。